

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	液化石油ガス販売事業者の認定
概要	液化石油ガス販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法が法令の基準に適合していることについて、市長の認定を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第45条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011) 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 (平成9年3月13日通商産業省告示第121号)
審査基準	申請された保安確保機器の設置及び管理の方法が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の基準に適合していることが必要です。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第2項 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条 ・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 (平成9年3月13日通商産業省告示第121号) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (平成31年3月15日保局第5号) (消防局予防部規制課保安担当窓口にて設置)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	液化石油ガス販売事業の認定を受けようとするとき
提出方法	液化石油ガス販売事業者認定申請書に審査のために必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者の数の区分ごとに次に示す金額 ・一般消費者等の数が1,000戸未満 55,000円 ・一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満 80,000円 ・一般消費者等の数が10,000戸以上 110,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	